

令和8年2月26日招集

令和8年第2回釧路市議会

2月定例会議案

釧 路 市

2 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 3 号	令和 8 年度釧路市一般会計予算	5
議案第 4 号	令和 8 年度釧路市国民健康保険特別会計予算	5
議案第 5 号	令和 8 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算	5
議案第 6 号	令和 8 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算	5
議案第 7 号	令和 8 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第 8 号	令和 8 年度釧路市介護保険特別会計予算	5
議案第 9 号	令和 8 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算	5
議案第 10 号	令和 8 年度釧路市駐車場事業特別会計予算	5
議案第 11 号	令和 8 年度釧路市動物園事業特別会計予算	5
議案第 12 号	令和 8 年度釧路市病院事業会計予算	5
議案第 13 号	令和 8 年度釧路市水道事業会計予算	5
議案第 14 号	令和 8 年度釧路市工業用水道事業会計予算	5
議案第 15 号	令和 8 年度釧路市下水道事業会計予算	5
議案第 16 号	令和 8 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算	5
議案第 17 号	令和 8 年度釧路市港湾整備事業会計予算	5
議案第 18 号	釧路市行政手続条例の一部を改正する条例	7
議案第 19 号	釧路市職員定数条例の一部を改正する条例	9
議案第 20 号	釧路市特別職の職員の給与に関する条例等の特例に関する条例	11
議案第 21 号	釧路市基金条例の一部を改正する条例	13
議案第 22 号	釧路市介護保険条例の一部を改正する条例	15
議案第 23 号	釧路市音別町社会福社会館条例を廃止する条例	21
議案第 24 号	釧路市生活館条例の一部を改正する条例	23
議案第 25 号	釧路市保健医療従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例	25
議案第 26 号	釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例	27
議案第 27 号	釧路市公設地方卸売市場業務規程の一部を改正する条例	37
議案第 28 号	釧路市第 8 魚揚場施設建設事業分担金条例	39
議案第 29 号	釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する 条例	41

議案第 30 号	釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………	43
議案第 31 号	釧路市水道事業給水条例及び釧路市下水道条例の一部を改正する条例…	45
議案第 32 号	釧路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	47
議案第 33 号	釧路公立大学事務組合理約の変更に関する協議の件……………	49
議案第 34 号	釧路市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に関する件……………	53
議案第 35 号	和解成立の件……………	55
議案第 36 号	損害賠償の額の決定等に関する件……………	57
議案第 37 号	損害賠償の額の決定等に関する件……………	59
議案第 38 号	令和 7 年度釧路市一般会計補正予算……………	61
議案第 39 号	令和 7 年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	107
議案第 40 号	令和 7 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算……………	113
議案第 41 号	令和 7 年度釧路市病院事業会計補正予算……………	121
議案第 42 号	令和 7 年度釧路市水道事業会計補正予算……………	135
議案第 43 号	令和 7 年度釧路市下水道事業会計補正予算……………	141
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件……………	149

令和 8 年度釧路市各会計予算

議案番号	件名
議案第 3 号	令和 8 年度釧路市一般会計予算
議案第 4 号	令和 8 年度釧路市国民健康保険特別会計予算
議案第 5 号	令和 8 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算
議案第 6 号	令和 8 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算
議案第 7 号	令和 8 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 8 号	令和 8 年度釧路市介護保険特別会計予算
議案第 9 号	令和 8 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算
議案第 10 号	令和 8 年度釧路市駐車場事業特別会計予算
議案第 11 号	令和 8 年度釧路市動物園事業特別会計予算
議案第 12 号	令和 8 年度釧路市病院事業会計予算
議案第 13 号	令和 8 年度釧路市水道事業会計予算
議案第 14 号	令和 8 年度釧路市工業用水道事業会計予算
議案第 15 号	令和 8 年度釧路市下水道事業会計予算
議案第 16 号	令和 8 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算
議案第 17 号	令和 8 年度釧路市港湾整備事業会計予算

(以上 別冊)

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第18号

釧路市行政手続条例の一部を改正する条例

釧路市行政手続条例（平成17年釧路市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第

28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の釧路市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

行政手続法の一部改正に準拠し、公示の方法による聴聞の通知等について所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 19 号

釧路市職員定数条例の一部を改正する条例

釧路市職員定数条例（平成 17 年釧路市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職 員 の 定 数

1 市長の事務部局（病院及び診療所を除く。）の職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を含む。）	981人
2 病院及び診療所の職員	899人
3 上下水道部の職員	125人
4 議会事務局の職員	12人
5 選挙管理委員会の職員	5人
6 監査事務局の職員（公平委員会の職員を併任する者を含む。）	6人
7 農業委員会事務局の職員	4人
8 消防本部及び署の職員	322人
9 教育委員会事務局の職員	139人
10 教育委員会所管の学校職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を除く。）	66人
計	2,559人

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

各課業務体制の見直し、業務量の増減等による減員及び増員を行いたく、
本案を提出するものである。

議案第 20 号

釧路市特別職の職員の給与に関する条例等の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、釧路市特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 61 号。以下「特別職給与条例」という。）又は釧路市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 64 号。以下「教育長給与条例」という。）の適用を受ける職員の令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までの給料月額について、特別職給与条例及び教育長給与条例の特例を定めることを目的とする。

(特別職給与条例による給料月額の特例)

第 2 条 特別職給与条例第 2 条の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までの給料月額は、市長 931,500 円、副市長 793,250 円、監査委員 679,000 円、公営企業管理者 679,000 円とする。

(教育長給与条例による給料月額の特例)

第 3 条 教育長給与条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までの教育長の給料月額は、703,250 円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用除外)

2 特別職給与条例第 4 条第 2 項の規定、釧路市特別職の職員の退職手当支給条例（平成 17 年釧路市条例第 67 号）第 3 条の規定及び教育長給与条例第 3 条第 2 項の規定については、この条例の規定を適用しない。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

本市における事務事業の見直しを受け、特別職の職員の給料月額を減額いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 21 号

釧路市基金条例の一部を改正する条例

釧路市基金条例（平成 17 年釧路市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(28) 釧路市企業版ふるさと納税基金（以下「企業版ふるさと納税基金」という。） 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に要する資金に充てる。

第 3 条中第 28 項を第 29 項とし、第 27 項を第 28 項とし、第 26 項の次に次の 1 項を加える。

27 企業版ふるさと納税基金に積み立てる額は、釧路市一般会計予算に定める額とする。

第 4 条中「及び森林環境整備基金」を「、森林環境整備基金及び企業版ふるさと納税基金」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

27 企業版ふるさと納税基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費として使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（釧路市基金条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 釧路市基金条例の一部を改正する条例（令和 6 年釧路市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に 1 号を加える改正規定を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

(29) 釧路市宿泊税基金（以下「宿泊税基金」という。） 釧路市宿泊税条例（令和6年釧路市条例第35号）第1条に規定する費用に係る資金に充てる。

第3条中第28項を第29項とし、第27項を第28項とし、第26項の次に1項を加える改正規定を次のように改める。

第3条中第29項を第30項とし、第28項を第29項とし、第27項の次に次の1項を加える。

28 宿泊税基金に積み立てる額は、釧路市宿泊税条例に規定する宿泊税の収入のうち、釧路市一般会計予算に定める額とする。

第4条の改正規定中「森林環境整備基金」を「企業版ふるさと納税基金」に改める。

第7条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第7条に次の1項を加える。

28 宿泊税基金は、釧路市宿泊税条例第1条に規定する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する資金に充てるため、釧路市企業版ふるさと納税基金を設置いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 2 2 号

釧路市介護保険条例の一部を改正する条例

釧路市介護保険条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 9 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 6 条（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア及び第 1 3 号アに係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第 6 条第 6 号ア中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計

所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万

円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者と

みなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,

000円未満であり、かつ、釧路市税条例第25条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、釧路市税条例第25条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、釧路市税条例第25条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法等について規定いたしたく、本案を提出するものであ

る。

議案第 23 号

釧路市音別町社会福祉会館条例を廃止する条例

釧路市音別町社会福祉会館条例（平成 17 年釧路市条例第 88 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市音別町社会福祉会館を廃止いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 24 号

釧路市生活館条例の一部を改正する条例

釧路市生活館条例（平成 17 年釧路市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表釧路市大楽毛生活館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市大楽毛生活館の廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 25 号

釧路市保健医療従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例

釧路市保健医療従事者修学資金貸与条例（平成 17 年釧路市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「看護師学校」を「市内に所在する看護師学校」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 市外に所在する看護師学校に在学している者 月額 7 万円

第 7 条第 1 項中「の月数」を「（前条第 2 項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。以下同じ。）の月数（第 3 条第 4 号に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、貸与を受けた期間の月数に 1.5 を乗じて得た月数）」に改める。

第 9 条中「第 6 条第 2 項の規定により修学資金が貸与されなかった期間及び」を「第 3 条第 4 号に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、貸与を受けた期間に 1.5 を乗じて得た期間」（」に改め、同条第 2 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の釧路市保健医療従事者修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学資金の貸与に係る契約を締結する者について適用し、同日前に修学資金の貸与に係る契約を締結した者については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

看護師確保の一環として、市外に所在する看護師学校に在学している者に対する修学資金の貸与について規定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 26 号

釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釧路市国民健康保険条例（平成 18 年釧路市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 10 条第 1 号イ中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）
」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第 2 号イ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号中「100 分の 42」を「100 分の 40」に改め、

同項第3号ア中「100分の23」を「100分の25」に改める。

第17条中「66万円」を「67万円」に改める。

第17条の2第1号中「。）」の次に「の額」を加える。

第17条の5第1項第1号中「100分の42」を「100分の40」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「100分の23」を「100分の25」に改める。

第18条第1号中「。）」の次に「の額」を加える。

第21条第1項第1号中「100分の42」を「100分の40」に改め、同項第3号中「100分の23」を「100分の25」に改める。

第22条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第22条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第26条及び第26条の3から第26条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第26条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定によ

り貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第22条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第22条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第22条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により北海道が算定する数値（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の数値
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第22条の6 第22条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第25条第1項中「若しくは第17条の3」を「、第17条の3若しくは第22条の3」に、「第26条の3第1項(同条第4項)」を「同条第5項各号に定める額、第26条の3第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項)」に、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第26条の3第2項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは」を「額、」に、「第2項各号(同条第3項又は第4項)」を「第2項各号(これらの規定を同条第3項から第5項まで)」に、「の算定」を「若しくは第26条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「第17条の3の額」を「第17条の3」に改め、「第19条」の次に「若しくは第22条の3」を加え、「に定める額、第26条の3第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じ

て得た額若しくは第26条の3第2項第1号」を「若しくは第5項各号若しくは第26条の3第1項若しくは第2項」に改め、「第2項各号」の次に「若しくは第26条の5第1項」を加える。

第26条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「日とする。以下この項」を「日とする。以下この条」に改め、「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第2項中「(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」及び「(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」)」を削り、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第22条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の

保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前号に該当する者を除く。）については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上

の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第22条の5第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第22条の5第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第26条の2中「及び前条第1項」を「、第17条の4、第20条及び第22条の4並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」に改める。

第26条の3第4項中「第17条の5」との次に「、同項第1号中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課

額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第22条の5」と、同項第1号中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第5項各号」と読み替えるものとする。

第26条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、第2項第2号中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同条第4項中「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、同項第2号中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第22条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項第2号中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第5項各号」と読み替えるものとする。

第26条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額)

第26条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第22条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第26条第5項、第26条の3第5項の規定により読み替えられた同条第1

項若しくは第2項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第22条の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第22条の5第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る規定を整備すること。
- 2 北海道国民健康保険運営方針に基づく道内市町村の保険料率の統一に向け、保険料の賦課割合を変更すること。
- 3 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を67万円とすること。
- 4 保険料の軽減措置関係

- (1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を31万円とすること。
- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を57万円とすること。

議案第 27 号

釧路市公設地方卸売市場業務規程の一部を改正する条例

釧路市公設地方卸売市場業務規程（平成 17 年釧路市条例第 305 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条の次に次の 1 条を加える。

（開設者による指定飲食料品等の公表）

第 53 条の 2 市長は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

卸売市場法の一部改正に伴い、釧路市公設地方卸売市場で取り扱う指定飲食料品等に係る指標等の公表について規定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 28 号

釧路市第 8 魚揚場施設建設事業分担金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 5 年度及び令和 6 年度において実施した釧路市魚揚場事業特別会計に属する第 8 魚揚場施設（以下「対象施設」という。）の建設事業（以下「建設事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき、受益者から徴収する分担金について、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、卸売市場開設者として対象施設の使用許可を受けている者をいう。

(分担金)

第 3 条 分担金の総額は、建設事業に充てるために借り入れた地方債の元利償還金の額の 15 パーセントに相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(賦課及び徴収)

第 4 条 市長は、分担金の総額が確定したときは、速やかに受益者に通知するものとする。

2 分担金は、令和 8 年度から令和 37 年度までの各年度に分割して徴収するものとし、分担金の各年度における額（以下「分担金年額」という。）は、分担金の総額の 30 分の 1 の額とする。この場合において、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て令和 8 年度の分担金年額に合算する。

3 受益者が複数である場合において、各受益者が負担する分担金の各年度の額は、前項の規定により算定した分担金年額を各受益者の年間市場取扱高に応じ、それぞれ比率按分した額（その額に 1 円未満の端数があるとき

は、これを四捨五入して得た額) とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

令和5年度及び令和6年度において実施した第8魚揚場施設の建設事業に要する費用の一部に充てるため、当該事業の受益者から徴収する分担金について定めたく、本案を提出するものである。

議案第 29 号

釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を 改正する条例

釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「特定用途（）」の次に「共同住宅を除く。」を加える。

第 5 条第 2 項中「奥行 5 メートル以上」の次に「、はり下の高さ 2.3 メートル以上」を加え、同条第 3 項中「高さ 3 メートル」を「高さ 3.2 メートル」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「前条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（廃止の届出）

第 9 条 前条第 2 項の規定により市長の承認を受けた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、その日から 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して 6 か月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した場合における改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

駐車場法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 共同住宅における駐車施設の附置義務について、現行の取扱いを維持するための規定を整備すること。
- 2 車いす利用者のための駐車施設にはり下の高さの基準を設けることとし、当該基準を2.3メートル以上とすること。
- 3 荷さばきのための駐車施設のはり下の高さの基準を3.2メートル以上とすること。
- 4 附置が義務付けられた駐車施設（当該駐車施設の設置に市長の承認を要するものに限る。）について廃止時の届出を義務付けること。

議案第 30 号

釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 17 年
釧路市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 愛国地区地区整備計画区域の部行政サービス地区の項イ欄中「1
0 分の 15」を削り、同項カ欄中「15 メートル」を削る。

附 則

この条例は、この条例の公布の日後における最初の釧路圏都市計画愛国地
区地区計画の変更に係る告示（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第
21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による告示をいう。
）の日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路圏都市計画愛国地区地区計画の変更に伴い、行政サービス地区におけ
る建築物の容積率及び高さに関する制限について所要の改正をいたしたく、
本案を提出するものである。

議案第 31 号

釧路市水道事業給水条例及び釧路市下水道条例の一部を改正する条例

(釧路市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 釧路市水道事業給水条例（平成 17 年釧路市条例第 282 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下「他の市町村長等」という。）が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加える。

第 12 条第 2 項及び第 36 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(釧路市下水道条例の一部改正)

第 2 条 釧路市下水道条例（平成 17 年釧路市条例第 287 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者が排水設備等の新設等の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 19 条第 2 項第 4 号中「（昭和 27 年法律第 292 号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した者等が市内における給水装置又は排水設備等の工事を行うことができることとするため、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 32 号

釧路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

釧路市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「10, 000 円」に改め、同号ただし書中「14, 500 円」を「15, 000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「433 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12, 900 円」を「13, 340 円」に、「13, 700 円」を「14, 170 円」に、「14, 500 円」を「15, 000 円」に、「11, 300 円」を「11, 670 円」に、「12, 100 円」を「12, 500 円」に、「9, 700 円」を「10, 000 円」に、「10, 500 円」を「10, 840 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 33 号

釧路公立大学事務組合理約の変更に関する協議の件

釧路公立大学事務組合理約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町と協議する。

記

釧路公立大学事務組合理約の一部を改正する規約（案）（別紙）

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴間 秀典

（説明）

公立大学法人釧路公立大学による短期大学の設置に伴い、当該短期大学に係る負担金の負担割合を定めるため、釧路公立大学事務組合理約を変更することについて、関係町村と協議いたしたく、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第 287 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1～6号 略)

(7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

(2項 略)

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条 (第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合 (同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。)) を含む。) 及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

釧路公立大学事務組合同規約抜粋

(経費の支弁の方法)

第 13 条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の負担割合は、次のとおりとする。

(1号 略)

(2) 釧路市は、釧路公立大学に係る地方交付税措置額相当額を負担する。

(3) 前項の負担金の総額から前 2 号の額を控除した額 (以下「控除後の額」という。) については、関係市町村が次により負担する。

(ア、イ 略)

(別 紙)

釧路公立大学事務組合理約の一部を改正する規約 (案)

釧路公立大学事務組合理約の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「釧路公立大学」を「公立大学法人釧路公立大学(以下「法人」という。)が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 釧路市は、法人が設置する学校教育法による短期大学(以下「短期大学」という。)に係る運営に要する経費(学校教育法第4条第1項に規定する設置者の変更により法人が設置者となるまでの間における経費を含む。)相当額のうち短期大学に係る法人が徴収する料金、寄附金その他これらに類する収入相当額及び地方交付税措置額相当額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を負担する。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項に規定する構成団体の協議が成立した日から施行する。

議案第 34 号

釧路市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に関する件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、釧路市過疎地域持続的発展市町村計画を次のとおり定める。

記

釧路市過疎地域持続的発展市町村計画書（案） 別 冊

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

（参考）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法抜粋

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

（以下 略）

議案第 35 号

和 解 成 立 の 件

市は、市立釧路総合病院において検査結果の確認を失念したことにより治療の開始が遅れた患者が、その後死亡に至った件に関し、次のとおり和解金の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

記

1 本件和解に係る診療期間

令和 4 年 1 2 月 1 6 日から令和 7 年 9 月 3 日まで

2 和解金の額 19,091,440 円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、和解金として 19,091,440 円の支払義務のあることを認め、相手方の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(2) 前号以外に和解の相手方は、本件に関し、市及びその医療従事者に対し、一切の法的責任を追及しない。

(3) 和解の当事者は、本件和解に関する事実を正当な理由なく第三者に開示しない。

(4) 前 3 号以外に和解の当事者は、本件に関し、相手方に対し、何ら債権債務のないことを確認する。

4 和解の相手方

別 添

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

市立釧路総合病院において検査結果の確認を失念したことにより治療の開始が遅れた患者が、その後死亡に至った件に関し、和解金の額を定め、及び和解を成立させたく、本案を提出するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1～11号 略)

(12)普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下 略)

議案第36号

損害賠償の額の決定等に関する件

市は、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴う戸籍総合システムに係るソフトウェア賃貸借の契約解除に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

記

1 契約解除年月日

令和8年3月31日

2 損害賠償の額 5,015,934円

3 損害賠償及び和解の相手方

甲 別 添

乙 別 添

4 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として5,015,934円を負担する。

(2) 市は、前号の損害賠償金を甲乙との合意により、乙に支払うものとする。

(3) 和解の相手方は、本件に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴う戸籍総合システムに係るソフトウェア賃貸借の契約解除に関し、損害賠償の額を定め、及び和

解を成立させたく、本案を提出するものである。

議案第 37 号

損害賠償の額の決定等に関する件

市は、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴う戸籍総合システム用機器賃貸借の契約解除に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

記

1 契約解除年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2 損害賠償の額 2,259,180 円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として 2,259,180 円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和 8 年 2 月 26 日提出

鉏路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴う戸籍総合システム用機器賃貸借の契約解除に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させたく、本案を提出するものである。

議案第 38 号

令和 7 年度釧路市一般会計補正予算

令和 7 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,648,853 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,148,807,387 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の廃止及び追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更及び追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		26,610,000	1,244,585	27,854,585
	1 地方交付税	26,610,000	1,244,585	27,854,585
15 国庫支出金		24,932,385	1,257,176	26,189,561
	1 国庫負担金	19,331,078	510,826	19,841,904
	2 国庫補助金	5,552,928	746,350	6,299,278
16 道支出金		6,842,671	273,192	7,115,863
	1 道負担金	5,181,378	216,717	5,398,095
	2 道補助金	1,037,233	56,475	1,093,708
18 寄附金		2,766,206	250,450	3,016,656
	1 寄附金	2,766,206	250,450	3,016,656
19 繰入金		6,632,869	△ 664,050	5,968,819
	2 基金繰入金	6,615,029	△ 664,050	5,950,979
22 市債		8,202,200	1,287,500	9,489,700
	1 市債	8,202,200	1,287,500	9,489,700
歳入合計		111,158,534	3,648,853	114,807,387

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		12,151,104	700,051	12,851,155
	1 総務管理費	11,673,322	700,051	12,373,373
3 民生費		36,906,318	867,629	37,773,947
	1 社会福祉費	8,539,400	687,010	9,226,410
	3 児童福祉費	12,169,364	180,619	12,349,983
4 衛生費		4,328,405	8,500	4,336,905
	1 保健衛生費	1,852,270	8,500	1,860,770
6 農林水産業費		1,319,914	9,121	1,329,035
	1 農業費	744,180	112	744,292
	3 水産業費	127,070	9,009	136,079
7 商工費		4,129,061	10,000	4,139,061
	1 商工費	4,129,061	10,000	4,139,061
8 土木費		6,397,514	554,240	6,951,754
	2 道路橋梁費	3,176,310	157,500	3,333,810
	6 住宅費	2,049,993	396,740	2,446,733
9 港湾費		1,649,938	209,400	1,859,338
	1 港湾費	1,649,938	209,400	1,859,338
10 消防費		1,001,815	960,723	1,962,538
	1 消防費	1,001,815	960,723	1,962,538
11 教育費		8,437,140	33,150	8,470,290
	6 社会教育費	1,966,830	150	1,966,980
	7 保健体育費	711,781	33,000	744,781
12 災害復旧費		539,293	1,500	540,793
	2 土木施設災害復旧費	408,842	1,500	410,342
14 諸支出金		10,564,531	△ 2,600	10,561,931
	1 特別会計繰出金	10,564,531	△ 2,600	10,561,931
15 職員費		11,297,158	297,139	11,594,297
	1 職員費	11,297,158	297,139	11,594,297
歳出	合計	111,158,534	3,648,853	114,807,387

第2表 繰越明許費補正

区 分		款	項	事 業 名	金 額
変 更	補正前	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	津波一時避難場所整備事業	千円 5,209
	補正後				97,709
	補正前	9 港 湾 費	1 港 湾 費	港湾施設改修事業	24,000
	補正後				35,503
追 加		2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	大楽毛津波避難複合施設整備事業	300,334
				戸籍情報・住民基本台帳 システム改修事業	22,231
		3 民 生 費	3 児 童 福 祉 費	物 価 高 対 応 子 育 て 応 援 手 当 支 給 事 業	69,701
		8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	市 道 整 備 事 業	157,500
			6 住 宅 費	公 営 住 宅 等 建 設 事 業	396,740
		9 港 湾 費	1 港 湾 費	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	209,400
		10 消 防 費	1 消 防 費	消 防 車 両 購 入 事 業	121,724
				西 消 防 署 大 楽 毛 支 署 ・ 第 1 2 分 団 庁 舎 建 設 事 業	753,723
		12 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公 園 施 設 災 害 復 旧 事 業	1,500

第3表 債務負担行為補正

区 分		事 項	期 間	限 度 額
廃 止	補正前	津波一時避難場所整備事業費	令和8年度	千円 1,054,258
	補正後		—	—
追 加		市有施設補修・改修事業費	令和8年度	45,562
		大家畜特別支援 資金利子補給費	令和8年度から令和32年度まで	1,276
		酪農・肉用牛担い手 緊急支援資金利子補給費	令和8年度から令和32年度まで	547
		道路維持補修費	令和8年度	17,413
		市道整備事業費	令和8年度	128,000
		低地帯浸水対策事業費	令和8年度	3,509
		公園維持管理費	令和8年度	15,025
		港湾施設整備費	令和8年度	11,000
		国直轄港湾工事負担金	令和8年度	49,500
	教職員住宅解体事業費	令和8年度	11,968	
	大規模運動公園 体育施設整備費	令和8年度	39,963	

第4表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
変 更	大楽毛津波避難複合施設整備事業費	255,000	123,700	378,700
	市 道 整 備 事 業 費	955,100	67,200	1,022,300
	公 営 住 宅 等 建 設 費	833,700	198,200	1,031,900
	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	799,900	209,400	1,009,300
	消 防 施 設 整 備 費	416,900	488,400	905,300
追 加	博 物 館 施 設 整 備 費	0	4,500	4,500
	林 業 施 設 災 害 復 旧 費	0	28,594	28,594
	農 業 施 設 災 害 復 旧 費	0	13,906	13,906
	道 路 橋 梁 災 害 復 旧 費	0	93,204	93,204
	河 川 災 害 復 旧 費	0	41,477	41,477
	公 園 施 設 災 害 復 旧 費	0	2,800	2,800
	保 健 衛 生 施 設 災 害 復 旧 費	0	6,221	6,221
	清 掃 施 設 災 害 復 旧 費	0	3,778	3,778
	商 工 施 設 災 害 復 旧 費	0	1,638	1,638
	港 湾 施 設 災 害 復 旧 費	0	2,506	2,506
	教 育 総 務 施 設 災 害 復 旧 費	0	974	974
	社 会 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	0	570	570
保 健 体 育 施 設 災 害 復 旧 費	0	432	432	
計		8,202,200	1,287,500	9,489,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	26,610,000	1,244,585	27,854,585
15 国庫支出金	24,932,385	1,257,176	26,189,561
16 道支出金	6,842,671	273,192	7,115,863
18 寄附金	2,766,206	250,450	3,016,656
19 繰入金	6,632,869	△ 664,050	5,968,819
22 市債	8,202,200	1,287,500	9,489,700
歳入合計	111,158,534	3,648,853	114,807,387

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	12,151,104	700,051	12,851,155	193,029	123,700	0	383,322
3 民生費	36,906,318	867,629	37,773,947	650,152	0	200	217,277
4 衛生費	4,328,405	8,500	4,336,905	0	3,778	0	4,722
6 農林水産業費	1,319,914	9,121	1,329,035	6,407	0	100	2,614
7 商工費	4,129,061	10,000	4,139,061	0	0	10,000	0
8 土木費	6,397,514	554,240	6,951,754	288,370	267,800	0	△ 1,930
9 港湾費	1,649,938	209,400	1,859,338	0	211,906	0	△ 2,506
10 消防費	1,001,815	960,723	1,962,538	264,951	488,400	207,000	372
11 教育費	8,437,140	33,150	8,470,290	0	6,476	33,150	△ 6,476
12 災害復旧費	539,293	1,500	540,793	127,459	185,440	0	△ 311,399
14 諸支出金	10,564,531	△ 2,600	10,561,931	0	0	0	△ 2,600
15 職員費	11,297,158	297,139	11,594,297	0	0	0	297,139
歳出合計	111,158,534	3,648,853	114,807,387	1,530,368	1,287,500	250,450	580,535

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 地方交付税	26,610,000	1,244,585	27,854,585			
1 地方交付税	26,610,000	1,244,585	27,854,585			
1 地方交付税	26,610,000	1,244,585	27,854,585	1 地方交付税	1,244,585	普通交付税 1,244,585

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	24,932,385	1,257,176	26,189,561			
1 国庫負担金	19,331,078	510,826	19,841,904			
1 民生費負担金	19,172,907	433,435	19,606,342	1 社会福祉費負担金	343,315	障害福祉サービス費 (率1/2)
				2 児童福祉費負担金	90,120	障害児通所給付費 (率1/2)
3 災害復旧費負担金	0	77,391	77,391	1 土木施設災害復旧費負担金	77,391	道路橋梁災害復旧費 (率8/10) 河川災害復旧費 (率8/10) 公園施設災害復旧費 (率8/10)
2 国庫補助金	5,552,928	746,350	6,299,278			
1 総務費補助金	1,204,232	193,029	1,397,261	1 総務管理費補助金	193,029	大柴毛津波避難複合施設整備事業費 (率2/3、1/2) 自治体情報システム標準化事業費 (率10/10) 戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業費 (率10/10)
5 土木費補助金	1,089,260	288,370	1,377,630	2 道路橋梁費補助金	90,000	市道整備事業費 (率6/10)
				5 住宅費補助金	198,370	公営住宅等建設費 (率1/2)
7 消防費補助金	133,046	264,951	397,997	1 消防費補助金	264,951	西消防署大柴毛支署・第12分団庁舎建設費 (率2/3)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金						
1 道負担金	6,842,671	273,192	7,115,863			
1 民生費負担金	5,181,378	216,717	5,398,095			
	5,179,440	216,717	5,396,157	1 社会福祉費負担金	171,657	障害福祉サービス費 (率1/4)
				2 児童福祉費負担金	45,060	障害児通所給付費 (率1/4)
2 道補助金	1,037,233	56,475	1,093,708			
5 農林水産業費補助金	192,763	6,407	199,170	1 農業費補助金	7	大家畜特別支援資金利子補給費 (率2/3)
						酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給費 (率2/3)
				3 水産業費補助金	6,400	衛生管理用車両導入事業費 (率1/2)
						魚価安定対策事業費 (率1/2)
10 災害復旧費補助金	0	50,068	50,068	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	50,068	林業施設災害復旧費 (率9/10、1/2)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,766,206	250,450	3,016,656			
3 商工費寄附金	2,766,206	250,450	3,016,656			
4 教育費寄附金	9,600	10,000	19,600	1 商工費寄附金	10,000	企業版ふるさと納税基金積立金
	2,050	33,150	35,200	2 社会教育費寄附金	150	マリモ保護基金積立金
				3 保健体育費寄附金	33,000	スポーツ振興基金積立金
6 民生費寄附金	2,555	200	2,755	1 社会福祉費寄附金	200	企業版ふるさと納税基金積立金
				1 社会福祉費寄附金		福祉基金積立金
7 農林水産業費寄附金	0	100	100	1 農業費寄附金	100	地域振興基金積立金
8 消防費寄附金	0	207,000	207,000	1 消防費寄附金	207,000	企業版ふるさと納税基金積立金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	6,632,869	△ 664,050	5,968,819			
2 基金繰入金	6,615,029	△ 664,050	5,950,979			
1 財政調整基金繰入金	6,017,143	△ 664,050	5,353,093	1 財政調整基金繰入金	△ 664,050	△ 664,050

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債						
1 市債	8,202,200	1,287,500	9,489,700			
1 総務債	8,202,200	1,287,500	9,489,700			
	916,700	123,700	1,040,400	1 総務管理債	123,700	大楽毛津波避難複合施設整備事業費 123,700
6 土木債	2,341,800	265,400	2,607,200	1 道路橋梁債	67,200	市道整備事業費 67,200
				4 住宅債	198,200	公営住宅等建設費 198,200
7 港湾債	1,086,700	209,400	1,296,100	1 港湾債	209,400	国直轄港湾工事負担金 209,400
8 消防債	416,900	488,400	905,300	1 消防債	488,400	消防施設整備費 488,400
9 教育債	2,228,000	4,500	2,232,500	5 社会教育債	4,500	博物館施設整備費 4,500
12 災害復旧債	0	196,100	196,100	1 農林水産業施設災害復旧債	42,500	林業施設災害復旧費 28,594
				2 土木施設災害復旧債	137,481	農業施設災害復旧費 13,906
						道路橋梁災害復旧費 93,204
						河川災害復旧費 41,477
						公園施設災害復旧費 2,800
				3 衛生施設災害復旧債	9,999	保健衛生施設災害復旧費 6,221
						清掃施設災害復旧費 3,778
				4 商工施設災害復旧債	1,638	商工施設災害復旧費 1,638
				5 港湾施設災害復旧債	2,506	港湾施設災害復旧費 2,506
				6 教育施設災害復旧債	1,976	教育総務施設災害復旧費 974
						社会教育施設災害復旧費 570
						保健体育施設災害復旧費 432
歳 入 合 計	111,158,534	3,648,853	114,807,387			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	12,151,104	700,051	12,851,155	特定財源 316,729 一般財源 383,322			
1 総務管理費	11,673,322	700,051	12,373,373	特定財源 316,729 一般財源 383,322			
1 一般管理費	4,094,807	307,610	4,402,417	特定財源 307,525 [内訳] 国庫支出金 183,825 市債 123,700	14 工事請負費 286,033 18 負担金補助 及び交付金 14,301 21 補償補填及 び賠償金 7,276		大柴毛津波避難複合施設整備事業 300,334 費 自治体情報システム標準化事業費 7,276
3 戸籍住民基本台帳費	222,536	22,231	244,767	特定財源 9,204 [内訳] 国庫支出金 9,204	12 委託料 9,204	22,231	戸籍情報・住民基本台帳システム 改修事業費 22,231
5 企画振興費	3,221,206	359,063	3,580,269	一般財源 13,027 一般財源 359,063	18 負担金補助 及び交付金 69,063 24 積立金 290,000		公共交通活性化事業費 69,063 生活交通バス路線運行維持対 策補助金 69,063 地域振興基金積立金 290,000
9 諸費	1,145,204	11,147	1,156,351	一般財源 11,147	22 償還金利子 及び割引料 11,147		歳入過誤納返還金 11,147

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 民生費	36,906,318	867,629	37,773,947	特定財源 650,352 一般財源 217,277			
1 社会福祉費	8,539,400	687,010	9,226,410	特定財源 515,172 一般財源 171,838			
1 総務費	425,076	200	425,276	特定財源 200 [内訳] 寄附金 200	24 積立金	200	福祉基金積立金 200
2 自立支援給付費	7,889,323	686,810	8,576,133	特定財源 514,972 [内訳] 国庫支出金 343,315 道支出金 171,657 一般財源 171,838	11 役務費 19 扶助費	180 686,630	障害福祉サービス費 686,810
3 児童福祉費	12,169,364	180,619	12,349,983	特定財源 135,180 一般財源 45,439			
1 総務費	6,588,502	180,619	6,769,121	特定財源 135,180 [内訳] 国庫支出金 90,120 道支出金 45,060 一般財源 45,439	11 役務費 19 扶助費	378 180,241	障害児通所給付費 180,619

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 衛生費	4,328,405	8,500	4,336,905	特定財源 3,778 一般財源 4,722			
1 保健衛生費	1,852,270	8,500	1,860,770	一般財源 8,500			
1 総務費	747,615	8,500	756,115	一般財源 8,500	18 負担金補助 及び交付金	8,500	地域医療対策費 医師確保対策事業費 8,500
2 清掃費	2,476,135	0	2,476,135	特定財源 3,778 一般財源 △3,778			
1 総務費	971,780	0	971,780	特定財源 338 [内訳] 市債 338			
				一般財源 △338			
2 ごみ処理費	1,324,245	0	1,324,245	特定財源 3,440 [内訳] 市債 3,440			
				一般財源 △3,440			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,319,914	9,121	1,329,035	特定財源 6,507 一般財源 2,614			
1 農業費	744,180	112	744,292	特定財源 107 一般財源 5			
2 農業振興費	390,583	100	390,683	特定財源 100 [内訳] 寄附金 100	24 積立金	100	地域振興基金積立金 100
3 畜産業費	213,022	12	213,034	特定財源 7 [内訳] 道支出金 7	718 負担金補助 及び交付金	12	大家畜特別支援資金利子補給費 8 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金 4 利子補給費
3 水産業費	127,070	9,009	136,079	一般財源 5 特定財源 6,400 一般財源 2,609			
2 振興費	98,680	9,009	107,689	特定財源 6,400 [内訳] 道支出金 6,400 一般財源 2,609	18 負担金補助 及び交付金	9,009	衛生管理用車両導入事業費 4,400 赤潮対策支援事業費 2,609 魚価安定対策事業費 2,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 商工費	4,129,061	10,000	4,139,061	特定財源	10,000		
1 商工費	4,129,061	10,000	4,139,061	特定財源	10,000		
2 工業振興費	331,384	10,000	341,384	特定財源	10,000	24 積立金	企業版ふるさと納税基金積立金 10,000
				[内訳] 寄附金	10,000		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	6,397,514	554,240	6,951,754	特定財源 556,170 一般財源 △1,930			
2 道路橋梁費	3,176,310	157,500	3,333,810	特定財源 157,200 一般財源 300			
3 道路新設改良費	1,074,320	157,500	1,231,820	特定財源 157,200	3 職員手当等 8 旅費 109	1,500	市道整備事業費 157,500
				[内訳] 国庫支出金 90,000 市債 67,200	10 需用費 1,666 13 使用料及び 賃借料 357 14 工事請負費 150,000 18 負担金補助 及び交付金 3,868		
5 公園費	731,928	0	731,928	一般財源 300 特定財源 2,400 一般財源 △2,400			
1 管理費	514,303	0	514,303	特定財源 2,400 [内訳] 市債 2,400			
6 住宅費	2,049,993	396,740	2,446,733	一般財源 △2,400 特定財源 396,570 一般財源 170			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建設費	1,533,315	396,740	1,930,055	396,570	特定財源	14 工事請負費	396,740 公営住宅等建設費
					[内訳]		
				198,370	国庫支出金		
				198,200	市債		
				170	一般財源		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 港湾費	1,649,938	209,400	1,859,338	特定財源 211,906 一般財源 △2,506			
1 港湾費	1,649,938	209,400	1,859,338	特定財源 211,906 一般財源 △2,506			
1 管理費	745,291	0	745,291	特定財源 2,506 [内訳] 市債 2,506			
2 建設費	883,897	209,400	1,093,297	一般財源 △2,506 特定財源 209,400	18 負担金補助 及び交付金	209,400	国直轄港湾工事負担金 209,400

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 消防費	1,001,815	960,723	1,962,538	特定財源 960,351 一般財源 372			
1 消防費	1,001,815	960,723	1,962,538	特定財源 960,351 一般財源 372			
3 施設費	624,374	960,723	1,585,097	特定財源 960,351 [内訳] 国庫支出金 寄附金 市債 一般財源 372	8 旅費 14 工事請負費 18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	330 724,306 29,087 207,000	西消防署大柴毛支署・第12分団 庁舎建設費 企業版ふるさと納税基金積立金 753,723 207,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	8,437,140	33,150	8,470,290	特定財源 39,626 一般財源 △6,476			
1 総務費	3,990,637	0	3,990,637	特定財源 974 一般財源 △974			
2 事務局費	2,812,039	0	2,812,039	特定財源 974 [内訳] 市債			
6 社会教育費	1,966,830	150	1,966,980	一般財源 △974 特定財源 5,220 一般財源 △5,070			
2 文化財保護費	116,794	150	116,944	特定財源 720 24 積立金		150	マリモ保護基金積立金
4 博物館費	38,126	0	38,126	[内訳] 寄附金 150 市債 570 一般財源 △570 特定財源 4,500			
7 保健体育費	711,781	33,000	744,781	[内訳] 市債 4,500 一般財源 △4,500 特定財源 33,432 一般財源 △432			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
		1 総務費	61,386	3,000	64,386	特定財源 [内訳] 寄附金 3,000	24 積立金	3,000	スポーツ振興基金積立金 3,000
		2 体育施設費	650,395	30,000	680,395	特定財源 [内訳] 寄附金 市債 一般財源 30,000 432 △432	24 積立金	30,000	企業版ふるさと納税基金積立金 30,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
12 災害復旧費	539,293	1,500	540,793	特定財源 312,899 一般財源 △311,399			
1 農林水産業施設 災害復旧費	127,317	0	127,317	特定財源 92,568 一般財源 △92,568			
1 林業施設災害復 旧費	102,167	0	102,167	特定財源 78,662 [内訳] 道支出金 50,068 市債 28,594			
2 農業施設災害復 旧費	25,150	0	25,150	一般財源 △78,662 特定財源 13,906			
2 土木施設災害復 旧費	408,842	1,500	410,342	[内訳] 市債 13,906 一般財源 △13,906 特定財源 212,472 一般財源 △210,972			
1 道路橋梁災害復 旧費	280,787	0	280,787	特定財源 151,444 [内訳] 国庫支出金 58,240 市債 93,204 一般財源 △151,444			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
		2 河川災害復旧費	128,055	0	128,055	特定財源 59,621 [内訳] 国庫支出金 18,144 市債 41,477 一般財源 △59,621			
		3 公園施設災害復旧費	0	1,500	1,500	特定財源 1,407 [内訳] 国庫支出金 1,007 市債 400 一般財源 93	14 工事請負費	1,500	公園施設災害復旧費 1,500
		3 衛生施設災害復旧費	3,134	0	3,134	特定財源 6,221 一般財源 △6,221			
		1 保健衛生施設災害復旧費	3,134	0	3,134	特定財源 6,221 [内訳] 市債 6,221 一般財源 △6,221			
		4 商工施設災害復旧費	0	0	0	特定財源 1,638 一般財源 △1,638			

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
	1 商工施設災害復旧費	0	0	0	特定財源 1,638 [内訳] 市債 1,638 一般財源 △1,638			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	10,564,531	△2,600	10,561,931	△2,600			
1 特別会計繰出金	10,564,531	△2,600	10,561,931	△2,600			
1 特別会計繰出金	10,564,531	△2,600	10,561,931	△2,600	27 繰出金	△2,600	特別会計繰出金 動物園事業 △2,600

繰越明許費に関する事項補正

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

事業名	関係予算		繰越金額		繰り越しの事由
	節	金額	補正前	補正後	
津波一時避難場所 整備事業	11 役務費	60	0	0	国の繰越承認 事業として実 施する。
	12 委託料	19,587	5,209	5,209	
	14 工事請負費	735,321	0	92,500	
	18 負担金補助 及び交付金	149	0	0	
	21 補償補填 及び賠償金	605	0	0	
	計	755,722	5,209	97,709	
財源内訳	国庫補助金	502,638	3,472	65,139	
	道補助金	16,462	0	0	
	市債	231,200	1,500	29,300	
	一般財源	5,422	237	3,270	

繰越明許費に関する事項補正

9款 港 湾 費

1項 港 湾 費

1目 管 理 費

事業名	関係予算		繰越金額		繰り越しの事由
	節	金額	補正前	補正後	
港湾施設改修事業	12 委託料	31,108	0	0	国の繰越承認事業として実施する。
	14 工事請負費	136,000	24,000	35,503	
	18 負担金補助及び交付金	6,064	0	0	
	計	173,172	24,000	35,503	
財源内訳	国庫補助金	64,000	14,400	21,301	
	市債	87,300	9,500	13,400	
	一般財源	21,872	100	802	

繰越明許費に関する事項

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
大楽毛津波避難 複合施設整備事業	8 旅 費	425	0	国の繰越承認事業 として実施する。
	14 工事請負費	1,056,553	286,033	
	18 負担金補助 及び交付金	15,148	14,301	
	21 補償補填 及び賠償金	419	0	
	計	1,072,545	300,334	
財 源 内 訳	国庫補助金	677,263	176,549	
	道補助金	15,395	0	
	市 債	378,700	123,700	
	一般財源	1,187	85	

繰越明許費に関する事項

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 戸籍住民基本台帳費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業	1 報酬	2,755	0	国の繰越承認事業として実施する。
	3 職員手当等	640	0	
	4 共済費	594	0	
	8 旅費	111	0	
	10 需用費	4,460	0	
	11 役務費	11,298	0	
	12 委託料	30,397	22,231	
	18 負担金補助及び交付金	2	0	
	計	50,257	22,231	
財源内訳	国庫補助金	28,572	9,204	
	雑入	20	0	
	一般財源	21,665	13,027	

繰越明許費に関する事項

3款 民生費

3項 児童福祉費

4目 物価高対応子育て応援手当支給費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
物価高対応 子育て応援手当支給事業	2 給料	392	0	国の繰越承認事業 として実施する。
	3 職員手当等	2,198	500	
	4 共済費	69	0	
	10 需用費	1,942	0	
	11 役務費	5,190	301	
	12 委託料	1,724	0	
	13 使用料及び 賃借料	60	0	
	18 負担金補助 及び交付金	400,001	68,900	
	計	411,576	69,701	
財源内訳	国庫補助金	411,572	69,701	
	雑入	4	0	

繰越明許費に関する事項

8款 土木費

2項 道路橋梁費

3目 道路新設改良費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
市道整備事業	3 職員手当等	5,698	1,500	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅費	3,469	109	
	10 需用費	5,027	1,666	
	11 役務費	137	0	
	12 委託料	174,328	0	
	13 使用料及び賃借料	1,961	357	
	14 工事請負費	847,745	150,000	
	15 原材料費	617	0	
	18 負担金補助及び交付金	192,805	3,868	
	26 公課費	33	0	
	計	1,231,820	157,500	
財源内訳	国庫補助金	327,487	90,000	
	市債	849,300	67,200	
	一般財源	55,033	300	

繰越明許費に関する事項

8款 土木費

6項 住宅費

2目 建設費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
公営住宅等建設事業	3 職員手当等	1,480	0	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅費	63	0	
	10 需用費	1,704	0	
	11 役務費	105	0	
	12 委託料	134,078	0	
	13 使用料及び賃借料	1,943	0	
	14 工事請負費	1,749,446	396,740	
	18 負担金補助及び交付金	23,336	0	
	21 補償補填及び賠償金	17,900	0	
	計	1,930,055	396,740	
財源内訳	国庫補助金	865,871	198,370	
	市債	1,031,900	198,200	
	一般財源	32,284	170	

繰越明許費に関する事項

9款 港 湾 費

1項 港 湾 費

2目 建 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
国直轄港湾工事負担金	18 負担金補助 及び交付金	1,009,350 千円	209,400 千円	国の繰越承認事業 として実施する。
財源内訳	市 債	1,009,300	209,400	
	一般財源	50	0	

繰越明許費に関する事項

10款 消 防 費

1項 消 防 費

3目 施 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
消防車両購入事業	8 旅 費	242	34	国の繰越承認事業として実施する。
	11 役 務 費	321	124	
	17 備品購入費	221,121	121,385	
	26 公 課 費	263	181	
	計	221,947	121,724	
財 源 内 訳	国庫補助金	38,315	22,972	
	雑 入	14,412	0	
	市 債	163,200	93,300	
	一 般 財 源	6,020	5,452	

繰越明許費に関する事項

10款 消 防 費

1項 消 防 費

3目 施 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
西消防署大楽毛支署・ 第12分団庁舎建設事業	8 旅 費	643	330	国の繰越承認事業 として実施する。
	14 工事請負費	1,034,880	724,306	
	18 負担金補助 及び交付金	33,277	29,087	
	計	1,068,800	753,723	
財 源 内 訳	国庫補助金	358,719	264,951	
	道補助金	3,190	0	
	市 債	688,500	488,400	
	一般財源	18,391	372	

繰越明許費に関する事項

12款 災害復旧費

2項 土木施設災害復旧費

3目 公園施設災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
公園施設災害復旧事業	14 工事請負費	1,500	1,500	国の繰越承認事業として実施する。
財源内訳	国庫負担金	1,007	1,007	
	市債	400	400	
	一般財源	93	93	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担期間	前年度末までの 支出見込額	当該年度支出額		翌年度以降の支出額	
		期間	金額			金額	金額	左の財源内訳 特定財源	左の財源内訳 一般財源
廃止	津波一時避難場所 整備事業費	令8	1,054,258	令8	-	-	1,054,258	1,054,258	11,740
		-	-	-	-	-	-	-	-
追加	市有施設 補修・改修事業費	令8	45,562	令8	-	-	45,562	45,562	23,641
	大家畜特別 支給予補給費	令8~令32	1,276	令8~令32	-	-	1,276	1,276	426
	酪農・肉用牛 緊急支給予補給 子金費	令8~令32	547	令8~令32	-	-	547	547	183
	道路維持補修費	令8	17,413	令8	-	-	17,413	17,300	113

区分	事項	限度額		負担期間	金額		前年度までの 未見込額	当該年度支出金額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額		左の財源内訳			左の財源内訳			
					金額	千円		金額	千円	金額	千円
	市道整備事業費	令8	128,000	令8	128,000	-	-	-	市債 128,000	0	0
	低地帯浸水対策事業費	令8	3,509	令8	3,509	-	-	-	0	3,509	3,509
	公園維持管理費	令8	15,025	令8	15,025	-	-	-	基金繰入金 4,593	15,025	10,432
	港湾施設整備費	令8	11,000	令8	11,000	-	-	-	市債 11,000	11,000	0
	国直轄港湾工事負担金	令8	49,500	令8	49,500	-	-	-	市債 49,500	49,500	0
	教職員住宅解体事業費	令8	11,968	令8	11,968	-	-	-	市債 10,700	11,968	1,268
	大規模運動公園 施設整備費	令8	39,963	令8	39,963	-	-	-	基金繰入金 20,000	39,963	19,963

追 加

区分	事項	限度額		負担額		前年度の 末までの 支出見込額	当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額		左の財源内訳 特定財源	金額	左の財源内訳 特定財源	金額
補正前	合計		23,866,385		23,647,971	元金 9,131,951	元金 6,074,998	8,441,022	6,131,178	2,309,844
		-		-		割増金 110,496	割増金 3,665		1,590,667	4,487,996
補正後			23,135,890		22,917,476	計 9,242,447	計 6,078,663	7,710,527	5,352,888	2,357,639

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住宅手当 (千円)
	補正	153,132	119,250	238,700	139,283	1,135,672	1,079,636	118,024
	補正	153,132	119,250	238,700	139,283	1,135,672	1,079,636	118,024
	比較	0	0	0	0	0	0	0
	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤休日給 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	合計 (千円)
	補正	4,800	52,561	194,560	2,064	—	9,600	1,095,639
	補正	4,800	52,561	193,060	2,064	—	9,600	798,500
	比較	0	0	1,500	0	—	0	297,139

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細		備考	
区分	増減額 (千円)	内訳	説明 (千円)
職員手当等	298,639	2 その他の増減分	298,639

議案第 39 号

令和 7 年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度釧路市の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92,059 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,171,222 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者 医療収入		3,079,163	92,059	3,171,222
	1 後期高齢者 医療保険料	2,208,702	92,059	2,300,761
歳入合計		3,079,163	92,059	3,171,222

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療費		3,079,163	92,059	3,171,222
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,019,392	92,059	3,111,451
歳出合計		3,079,163	92,059	3,171,222

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 2,208,702	千円 92,059	千円 2,300,761
歳入合計	3,079,163	92,059	3,171,222

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	千円 3,019,392	千円 92,059	千円 3,111,451	千円 0	千円 0	千円 92,059	千円 0
歳出合計	3,079,163	92,059	3,171,222	0	0	92,059	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療収入	3,079,163	92,059	3,171,222			
1 後期高齢者医療保険料	2,208,702	92,059	2,300,761			
1 後期高齢者医療保険料	2,208,702	92,059	2,300,761	1 現年度分	92,059	特別徴収分 普通徴収分
						58,918 33,141
歳 入 合 計	3,079,163	92,059	3,171,222			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者医療費	3,079,163	92,059	3,171,222	特定財源 92,059			
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,019,392	92,059	3,111,451	特定財源 92,059			
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,019,392	92,059	3,111,451	特定財源 [内訳] 後期高齢者 医療保険料 92,059	18 負担金補助 及び交付金	92,059	後期高齢者医療広域連合納付金 92,059
歳出合計	3,079,163	92,059	3,171,222	特定財源 92,059			

議案第40号

令和7年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和7年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,730千円を追加し、歳入歳出それぞれ462,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業収入		457,125	5,730	462,855
	4 寄 附 金	4,484	5,730	10,214
	5 繰 入 金	386,821	△ 2,600	384,221
	8 市 債	3,500	2,600	6,100
歳 入 合 計		457,125	5,730	462,855

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 動物園事業費		457,125	5,730	462,855
	1 事 業 費	433,235	5,730	438,965
歳 出 合 計		457,125	5,730	462,855

第2表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
		千円	千円	千円
追 加	園 内 施 設 災 害 復 旧 費	0	2,600	2,600
計		3,500	2,600	6,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 寄 附 金	4,484	5,730	10,214
5 繰 入 金	386,821	△ 2,600	384,221
8 市 債	3,500	2,600	6,100
歳 入 合 計	457,125	5,730	462,855

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	433,235	5,730	438,965	0	2,600	5,730	△ 2,600
歳 出 合 計	457,125	5,730	462,855	0	2,600	5,730	△ 2,600

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	457,125	5,730	462,855			
4 寄附金	4,484	5,730	10,214			
1 寄附金	4,484	5,730	10,214	1 動物園事業寄附金	5,730	動物園整備基金積立金 5,730
5 繰入金	386,821	△ 2,600	384,221			
1 一般会計繰入金	384,873	△ 2,600	382,273	1 一般会計繰入金	△ 2,600	一般会計繰入金 △ 2,600
8 市債	3,500	2,600	6,100			
1 市債	3,500	2,600	6,100	1 動物園事業債	2,600	園内施設災害復旧費 2,600
歳 入 合 計	457,125	5,730	462,855			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	457,125	5,730	462,855	特定財源 8,330 一般財源 △2,600			
1 事業費	433,235	5,730	438,965	特定財源 8,330 一般財源 △2,600			
1 管理費	433,235	5,730	438,965	特定財源 8,330 24 積立金 5,730		5,730	動物園整備基金積立金 5,730
				[内訳] 寄附金 5,730 市債 2,600 一般財源 △2,600			
歳出合計	457,125	5,730	462,855	特定財源 8,330 一般財源 △2,600			

議案第41号

令和7年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度釧路市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(3) 主要な建設改良事業

ア 新棟建設等事業 6,714,922千円

7か年継続事業の3年次目

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	21,093,007千円	52,501千円	21,145,508千円
第2項 医業外収益	2,047,795千円	52,501千円	2,100,296千円
支 出			
第1款 病院事業費用	22,015,174千円	51,869千円	22,067,043千円
第1項 医業費用	21,269,332千円	51,912千円	21,321,244千円
第2項 医業外費用	339,847千円	△43千円	339,804千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,254,305千円」を「1,254,237千円」に、「8,116千円」を「8,115千円」に、「1,246,189千円」を「1,246,122千円」に改め、資本的収

入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収		入
第1款	資本的収入	7,267,982千円	△890千円	7,267,092千円
第1項	企業債	7,258,800千円	△900千円	7,257,900千円
第3項	寄附金	1千円	10千円	11千円
		支		出
第1款	資本的支出	8,522,287千円	△958千円	8,521,329千円
第1項	建設改良費	7,258,986千円	△968千円	7,258,018千円
第4項	基金積立金	51千円	10千円	61千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

区分	款	項	事業名	総額	年度	年割額	
変更	補正前	1	1	医療情報システム整備事業	千円	千円	
					2,500,000	令和7	0
						令和8	500,000
	令和9					2,000,000	
	補正後				2,180,000	令和7	0
						令和8	398,292
令和9		1,781,708					

2 既定の継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

区分	款	項	事業名	総額	年度	年割額	
変更	補正前	1	1	新棟建設等事業	千円	千円	
					39,306,000	令和5	0
						令和6	1,453,210
						令和7	6,715,890
						令和8	27,176,571
令和9	2,173,292						

補正後	41,807,048	令和10	633,369
		令和11	1,153,668
		令和5	0
		令和6	1,453,210
		令和7	6,714,922
		令和8	29,678,587
		令和9	2,173,292
		令和10	633,369
		令和11	1,153,668

(債務負担行為)

第6条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区分	事項	期間	限度額
追加	院舎清掃及び警備等 業務委託費	令和8年度	109,230千円

2 既定の債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

区分	事項	期間	限度額
変更	補正前	令和6年度から 令和10年度まで	1,641,390千円
	補正後		1,750,170千円

(企業債)

第7条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区分	起債の目的	限度額		
		既決予定額	補正予定額	計
変更	院舎増改築費	千円	千円	千円
		6,715,800	△900	6,714,900
計		7,258,800	△900	7,257,900

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

令和7年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 病院事業収	2 医業外収益		21,093,007	52,501	21,145,508		
			2,047,795	52,501	2,100,296		
		2 補助金	386,014	32,820	418,834	道補助金	32,820
		6 その他医業外収益	91,148	19,681	110,829	雑収益	19,681

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 病院事業費	1 医業費用		22,015,174	51,869	22,067,043		
			21,269,332	51,912	21,321,244		
		3 経費	4,086,827	51,912	4,138,739	委託料 雑費	32,820 19,092
	2 医業外費用		339,847	△ 43	339,804		
		5 消費税及び地方消費税	8,861	△ 43	8,818	消費税及び地方消費税	△ 43

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入	1 企業債		7,267,982	△ 890	7,267,092	
		1 企業債	7,258,800	△ 900	7,257,900	
	3 寄附金	1 企業債	7,258,800	△ 900	7,257,900	院舎増改築費 △ 900
		1 寄附金	1	10	11	
		1 寄附金	1	10	11	

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出	1 建設改良費		8,522,287	△ 958	8,521,329	
		1 院舎増改築費	7,258,986	△ 968	7,258,018	
	4 基金積立金	1 院舎増改築費	6,715,890	△ 968	6,714,922	新棟建設等事業費 (7か年継続事業の3年次目) △ 968
		1 基金積立金	51	10	61	
		1 基金積立金	51	10	61	

令和7年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は損失)	△ 930,642
減価償却費	1,206,843
固定資産除却費	134,513
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 14,183
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 1,500
長期前受金戻入額	△ 210,087
資本費繰入収益	△ 127,455
修学資金給与費	37,908
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 529,215
受取利息及び受取配当金	△ 53
支払利息	159,707
未収金の増減額(△は増加)	△ 1,582
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,030
未払金の増減額(△は減少)	△ 216,487
未払費用の増減額(△は減少)	△ 1,430
預り金の増減額(△は減少)	4,565
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 160,903
小計	△ 647,970
利息及び配当金の受取額	53
利息の支払額	△ 159,707
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 807,624

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 6,598,199
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	127,455
修学資金の貸付による支出	△ 61,176
修学資金の返還による収入	9,180
基金の積立による支出	△ 61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,523,100

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	4,500,000
一時借入金の返済による支出	△ 4,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	7,257,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,201,774
寄附金による収入	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>6,056,137</u>
4 資金減少額	<u>1,274,587</u>
5 資金期首残高	<u>4,608,681</u>
6 資金期末残高	<u><u>3,334,094</u></u>

区分	款	項	事業名	全 体 計 画			前年度の義務額	前年度の義務額(見込)	当年度の義務額	当年度の義務額	翌年度の発生	以降の発生	継続対抄	費額率
				年度	年割額	左の財源内訳								
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
変更	1	1	建設改良費	令7	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
				令8	500,000	500,000	0	0	0	0	0	0	0	20.0
				令9	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	0	80.0	
				計	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0	100.0	
更正			医療情報システム整備事業	令7	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
				令8	398,292	398,200	92	0	0	0	0	0	0	18.3
				令9	1,781,708	1,781,700	8	0	0	0	0	0	81.7	
				計	2,180,000	2,179,900	100	0	0	0	0	0	100.0	

正 補 書 調 査 関 係 為 行 担 負 務 債

区分	事項	限度額	負担額	前年度の支払見込		当該年度の支払義務発生予定額	左の財源内訳				翌年度以降の義務発生期間		左の財源内訳													
				金額	千円		金額	千円	期間	金額	千円	企業債	千円	道補助金	千円	高等看護学院収益	千円	医療収益	千円							
修正前	ドクターヘリ運航委託費	1,641,390	1,641,390	328,278	千円	328,278	千円	0	千円	328,278	千円	0	千円	0	千円	984,834	千円	0	千円	984,834	千円	0	千円	0	千円	
				1,750,170	千円	1,750,170	千円	0	千円	361,098	千円	0	千円	0	千円	1,083,294	千円	0	千円	1,083,294	千円	0	千円	0	千円	0
修正後																										
追加	院舎清掃及び警備等業務委託費	109,230	109,230	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	109,230	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	109,230
修正前	合計	5,305,748	5,065,753	1,693,987	千円	1,383,019	千円	0	千円	328,491	千円	2,070	千円	1,052,458	千円	2,249,003	千円	450,000	千円	985,260	千円	6,215	千円	807,528	千円	
修正後		5,523,758	5,283,763	1,671,487	千円	1,415,839	千円	0	千円	361,311	千円	2,070	千円	1,052,458	千円	2,456,693	千円	1,083,720	千円	1,083,720	千円	6,215	千円	916,758	千円	

令和7年度釧路市病院事業予定貸借対照表補正

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

固定有形資産	40,384,175	未払費用	1,722,343
減価償却累計額	△ 23,952,636	未引当金	132
有形固定資産合計		引当金	61,525
無形固定資産	4,478	賞与引当金	529,399
電 話 加 入 権		法定福利費引当金	102,228
無形固定資産合計	4,478	流動負債合計	3,597,909
投資その他の資産	262,349	繰延税金	4,714,360
長期貸付金	1,365	繰前受取金	
出 資 金	20,223	繰前受取金累計額	
長期前払消費税	1,107,152	繰延税金	△ 3,862,086
投資その他の資産合計		繰延税金合計	852,274
固定資産合計	1,391,089	負債合計	22,772,205

資 本 の 部

流動資産	17,827,106	資本	1,288,219
現金	3,334,094	剰余金	
未収金	3,237,446	資本剰余金	89,446
貯蔵資産	91,142	受贈財産評価額	18,368
流動資産合計		他会計負担金	1,793
		附 金	
		資本剰余金合計	109,607
		利益剰余金	
		当年度未処分利益剰余金	319,757
		利益剰余金合計	319,757
		剰余金合計	
		負債	429,364
		資本	1,717,583
		負債	24,489,788

負 債 の 部

固定負債	14,841,084	資本	1,288,219
建設改良費等の財源に充てるための企業債		剰余金	
企業債	14,841,084	資本剰余金	89,446
引当		受贈財産評価額	18,368
退職給付引当金	3,480,938	他会計負担金	1,793
引当金合計		附 金	
固定負債合計	3,480,938	資本剰余金合計	109,607
		利益剰余金	
		当年度未処分利益剰余金	319,757
		利益剰余金合計	319,757
		剰余金合計	
		負債	429,364
		資本	1,717,583
		負債	24,489,788

18,322,022

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・ 減価償却の方法
定額法による。
・ 主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

3 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
- (2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- (3) 賞与引当金
職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- (4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- 4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以上に償還予定のものも含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は8,011,683千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
営業収益	16,746,258	0	16,746,258
営業費用	18,881,473	0	18,881,473
営業損益	△ 2,135,215	0	△ 2,135,215
経常損益	△ 1,295,380	1,249	△ 1,294,131
セグメント資産	19,963,118	0	19,963,118
セグメント負債	17,314,904	0	17,314,904
その他の項目			
他会計繰入金	1,480,000	69,908	1,549,908
減価償却費	1,171,756	0	1,171,756
特別利益	77,089	0	77,089
特別損失	145,208	0	145,208
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	786,917	0	786,917

当年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
セグメント資産	24,489,788	0	24,489,788
セグメント負債	22,772,205	0	22,772,205
その他の項目			
他会計繰入金	1,360,493	74,883	1,435,376
減価償却費	1,206,843	0	1,206,843
特別利益	280,904	0	280,904
特別損失	287,514	0	287,514
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,300,841	0	5,300,841

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金7,500千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金327,466千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金529,399千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金102,228千円を取り崩す。

議案第42号

令和7年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度釧路市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

ア 管路布設 3,117m

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,487,627千円」を「2,712,790千円」に、「130,834千円」を「355,997千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,065,915千円	1,089,997千円	3,155,912千円
第1項 企業債	1,179,900千円	898,000千円	2,077,900千円
第5項 国庫補助金	349,714千円	191,997千円	541,711千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,553,542千円	1,315,160千円	5,868,702千円
第1項 建設改良費	2,997,654千円	1,315,160千円	4,312,814千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	配水管整備事業費	令和8年度	139,051千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	上水道配水管 整備事業費	千円	千円	千円
		334,700	898,000	1,232,700
計		1,179,900	898,000	2,077,900

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和7年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	1 企業債	1 企業債	2,065,915	1,089,997	3,155,912		
			1,179,900	898,000	2,077,900		
	5 国庫補助金		349,714	191,997	541,711		
		1 国庫補助金	349,714	191,997	541,711	老朽配水管更新	191,997
		1 企業債	1,179,900	898,000	2,077,900	上水道配水管整備事業費	898,000

(単位 千円)

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本の支出	1 建設改良費	3 配水管整備事業費	4,553,542	1,315,160	5,868,702		
			2,997,654	1,315,160	4,312,814		
			460,672	1,315,160	1,775,832	配水管更新等 (φ50～φ700) 設計委託	1,275,923 延長 2,235m 39,237

(単位 千円)

注記

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 (1) 有形固定資産
 ・減価償却の方法
 定額法による。
 ・主な耐用年数
 建物 10～50年
 構築物 10～58年
 機械及び装置 8～17年
 車両運搬具 3～6年
 工具、器具及び備品 3～15年
 (2) 無形固定資産
 ・減価償却の方法
 定額法による。
- 4 引当金の計上方法
 (1) 貸倒引当金
 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
 (2) 退職給付引当金
 職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 (3) 賞与引当金
 職員の期末・勤劬手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
 (4) 法定福利費引当金
 職員の期末・勤劬手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II

- 1 予定貸借対照表等関連
 企業債の償還に係る他会計の負担
 貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「水道事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は886,540千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
 鉦路市水道事業会計は、上水道事業及び簡易水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
 なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。
- | 事業区分 | 事業の内容 | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|--|
| 上水道事業 | 水道事業のうち、簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える水道事業。鉦路市街地区の水道事業(鉦路町域を含む。) | |
| 簡易水道事業 | 計画給水人口が5,000人以下の水道事業。計画給水人口の規模が小さいもの。山花・阿寒・飽別・阿寒湖畔・音別簡易水道事業(二俣飲用水事業含む。) | |

2 報告セグメントごとの営業収益等
 前年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合計
営業収益	3,940,486	254,774	4,195,260
営業費用	3,763,149	393,014	4,156,163
営業損益	177,337	△ 138,240	39,097
経常損益	449,014	37,462	486,476
セグメント資産	61,186,473	2,933,795	64,120,268
セグメント負債	37,744,352	2,482,290	40,226,642
その他の項目			
他会計繰入金	341,343	190,175	531,518
減価償却費	1,913,217	201,617	2,114,834
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,978,439	△ 123,438	5,855,001

当年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	合計
セグメント資産	66,217,432	2,782,420	68,999,852
セグメント負債	41,981,429	2,251,134	44,232,563
その他の項目			
他会計繰入金	320,051	241,519	561,570
減価償却費	1,972,480	203,384	2,175,864
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,180,404	△ 107,348	4,073,056

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
 当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金8,192千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
 当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金30,929千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
 当事業年度において、期末・勤劬手当を支給するため賞与引当金42,314千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金8,430千円を取り崩す。

議案第43号

令和7年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度釧路市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(2) 主要な建設改良事業

ア 管渠布設 2,452m

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,326,164千円」を「2,424,864千円」に、「387,792千円」を「486,492千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	2,353,235千円	933,300千円	3,286,535千円
第1項 企業債	1,407,300千円	423,800千円	1,831,100千円
第2項 国庫補助金	916,311千円	509,500千円	1,425,811千円
支出			
第1款 資本的支出	4,679,399千円	1,032,000千円	5,711,399千円
第1項 建設改良費	2,480,615千円	1,032,000千円	3,512,615千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	下水終末処理場維持補修費	令和 8 年度	31,988千円
	下水道築造事業費	令和 8 年度	104,000千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	下 水 道 建 設 事 業 費	千円	千円	千円
		1,407,300	423,800	1,831,100
計		1,435,300	423,800	1,859,100

令和 8 年 2 月 2 6 日 提 出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和7年度釧路市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	1 企業債		2,353,235	933,300	3,286,535		
		1 企業債	1,407,300	423,800	1,831,100		
		1 企業債	1,407,300	423,800	1,831,100	建設企業債	423,800
						公共下水道補助事業	419,500
2 国庫補助金			916,311	509,500	1,425,811	特定環境保全公共下水道補助事業	4,300
	1 国庫補助金		916,311	509,500	1,425,811	公共下水道事業 管渠	501,000 501,000
						特定環境保全公共下水道事業 管渠	8,500 8,500

支 出

		(単位 千円)														
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考										
1	資本的支出															
	1	建設改良費	4,679,399	1,032,000	5,711,399											
			2,480,615	1,032,000	3,512,615											
		2	2,310,800	1,032,000	3,342,800	公共下水道整備事業費 1,012,000 補助事業費 1,012,000										
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">工 事 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渠 古 川 処 理 区</td> <td>幹線管渠 合流管延長 357m 枝線管渠 合流管延長 661m</td> </tr> <tr> <td>大 柴 毛 処 理 区</td> <td>幹線管渠 雨水管延長 82m 枝線管渠 雨水管延長 188m</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>延 長 1,288m</td> </tr> <tr> <td>調査・測量・設計 委託</td> <td>老朽管調査等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 事 内 容	渠 古 川 処 理 区	幹線管渠 合流管延長 357m 枝線管渠 合流管延長 661m	大 柴 毛 処 理 区	幹線管渠 雨水管延長 82m 枝線管渠 雨水管延長 188m	計	延 長 1,288m	調査・測量・設計 委託	老朽管調査等
区 分	工 事 内 容															
渠 古 川 処 理 区	幹線管渠 合流管延長 357m 枝線管渠 合流管延長 661m															
大 柴 毛 処 理 区	幹線管渠 雨水管延長 82m 枝線管渠 雨水管延長 188m															
計	延 長 1,288m															
調査・測量・設計 委託	老朽管調査等															
						特定環境保全公共下水道整備 事業費 20,000										
						補助事業費 20,000										
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">工 事 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・測量・設計 委託</td> <td>老朽管調査等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 事 内 容	調査・測量・設計 委託	老朽管調査等						
区 分	工 事 内 容															
調査・測量・設計 委託	老朽管調査等															

正 補 書 調 査 関 係 行 担 負 務 債

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 出 支 払 義 務 支 払 見 込 額		当 該 年 度 支 出 支 払 義 務 支 払 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	下 水 道 事 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金	他 会 計 補 助 金、受 益 者 負 担 金 及 び 内 部 留 保 資 金	翌 の 発 生 支 出 額	金 額	下 水 道 事 業 収 益	企 業 債
追 加	下 水 終 末 処 理 場 維 持 補 修 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		31,988	31,988	—	—	—	31,988	—	—	—	31,988	31,988	0	0	0
補 正 前	下 水 道 築 造 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		104,000	104,000	—	—	—	—	—	—	—	104,000	0	104,000	0	0
補 正 後	合 計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		13,177,377	12,887,852	—	4,487,716	1,274,836	1,144,836	130,000	0	—	7,125,300	6,699,300	195,800	230,200	0
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		13,313,365	13,023,840	—	—	—	—	—	—	7,261,288	6,731,288	299,800	—	—	—

注記

- I 重要な会計方針
- 1 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産
- ・ 減価償却の方法
定額法による。
 - ・ 主な耐用年数
建物 6～50年
構築物 10～50年
機械及び装置 6～20年
車両運搬具 3～5年
工具、器具及び備品 3～15年
- 2 引当金の計上方法
- (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
- (2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) 賞与引当金
職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- (4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- 3 消費税等及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
- II 予定貸借対照表等関連
- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,881,202千円である。
- III セグメント情報の開示
- 1 報告セグメントの概要
鉾路市下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	都市計画事業として執行するもの。主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道。古川・白樺・犬養毛処理区
特定環境保全公共下水道事業	都市計画区域以外の区域において執行するもの。市街化区域以外の人口集中地域で水環境の保全が必要な地域において整備を行った下水道。阿寒・阿寒湖畔・音別処理区

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
営業収益	4,422,141	467,057	4,889,198
営業費用	5,185,324	734,315	5,919,639
営業損益	△ 763,183	△ 267,258	△ 1,030,441
経常損益	778,595	△ 639	777,956
セグメント資産	70,902,548	8,696,767	79,599,315
セグメント負債	51,686,813	7,104,464	58,791,277
その他の項目			
他会計繰入金	1,409,533	355,527	1,765,060
減価償却費	3,009,801	430,528	3,440,329
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 521,919	△ 303,490	△ 825,409

当年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	71,945,039	8,756,483	80,701,522
セグメント負債	52,157,324	7,190,942	59,348,266
その他の項目			
他会計繰入金	1,517,247	334,830	1,852,077
減価償却費	3,043,869	424,389	3,468,258
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	388,308	236,819	625,127

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金7,831千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金19,142千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金25,074千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金5,033千円を取り崩す。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

次の者を、人権擁護委員候補者に推薦いたしたいので、議会の意見を求めたい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

(参考)

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 (1、2項 略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下 略)

